

2025年3月12日

各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メタプラネット
代表取締役サイモン・ゲロヴィッチ

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、2025年4月1日付をもって、当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年3月31日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025年5月中旬にお届先住所にお送り申し上げます。
- 2025年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。